

議第五十八号

岐阜県指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項及び岐阜県指定金融機関の指定に関する条例（平成二十四年岐阜県条例第四十八号）第二条の規定による県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関の指定については、株式会社十六銀行及び株式会社大垣共立銀行の順に五年ごとに交互に行うことを基本とし、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間は、株式会社十六銀行とする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇